

令和元年度第2回

大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和元年11月28日（木曜日）午後1時30分開会

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和元年度第2回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録  
令和元年 11月 28日 (木曜日) 午後 1時 30分開議

会議日程

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 報 告

- (1) 報告第1号 平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算について
- (2) 報告第2号 平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)決算について

6 議 事

- (1) 諮問第1号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を定めることについて
- (2) 諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第1号)を定めることについて
- (3) 諮問第3号 第三者行為による損害賠償請求事件に係る訴訟の和解に関することについて
- (4) そ の 他

7 そ の 他

8 閉 会

本日の会議に付した事件  
～会議日程に同じ～

出席委員（8名）

公益代表委員

田村福子君

武田曉子君

下田初雄君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

岩淵由之君

被保険者代表委員

熊谷勳君

朴澤美代子君

沼田京子君

高木久子君

欠席委員（4名）

保険医・保険薬剤師代表委員

淵向透君

金野良則君

大津定子君

被保険者代表委員

高木久子君

事務局出席者

市長

生活福祉部長

生活福祉部国保年金課長

総務部税務課長

生活福祉部国保年金課長補佐

総務部税務課長補佐

生活福祉部国保年金課係長

戸田公明君

熊澤正彦君

佐藤信一君

安田由紀男君

佐々木直央君

鈴木宏延君

門口光貴君

午後1時27分開会

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 皆様、こんにちは。定刻時間前ですが、お揃いですので、始めさせていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます生活福祉部長の熊澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から令和元年度第2回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） はじめに、戸田市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長（戸田公明君） 皆様、本日は、大変ご苦勞様でございます。それでは一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、田村会長様をはじめ委員の皆様には、ご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より当国民健康保険事業をはじめ市政各般にわたりまして、多大なるご支援、ご協力を賜っております。改めまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴いまして、岩手県と市町村が共同で国保運営を行いまして、各市町村は算定された納付金を県に納入することになっております。そのような中、今年21日に県から示されました、令和2年度納付金の仮算定における当市の1人当たりの保険税額は、国の財源措置などによる激変緩和措置後におきまして、平成28年度と比較しまして8.29%、令和元年度と比較しまして2.96ポイントの増額と算定されたところでございます。

この納付金につきましては、最終的には国から提示されます確定係数に基づきまして、来年1月中旬頃に決定されることになっております。高齢化の進展や医療の高度化等によりまして1人当たりの医療費が伸びていることや、激変緩和措置に活用できる財源の減少などに伴い、相応の負担増が見込まれているところでございます。

現在、当市では、来年度予算の積算事務を進めておりますが、依然として厳しい財政状況でありますので、被保険者の税負担を抑制するためにも、引き続き、市民の健康維持と医療費の適正化に取り組んで参りますので、皆様方のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日の会議は、市議会12月定例会に提案させていただきます、令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算及び第三者行為による損害賠償請求事件に係る訴訟の和解についてご審議いただくものでございます。

委員の皆様方には、どうかご忌憚のないご審議をお願いいたしまして、私からのあいさつに代えさせていただきます。どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 続きまして、当運営協議会の田村会長よりごあいさつお願い申し上げます。

○公益代表委員・会長（田村福子君） 委員の皆様には、本日もお忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。今年も考えてみますと、あと1ヶ月ちょっとしかないんですね。今年も1年間、すごく早い気がいたします。寒さが肌身にしみる季節になってまいりましたが、よく東海新報を見ますと、子供達が被災された方々のために募金活動をしているというのを見まして、本当にほっとした気持ちになります。子供達も、自分達が被災した時、色々な方々からご協力いただいたことを忘れずに、そういった募金活動してくれているという

ことは、すごくいいことだと思って、いつも新聞を拝見しております。今日は12月の議会に向けての議事でございますので、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） ありがとうございます。引き続き会議に入りますが、ここで戸田市長は別公務のため退席とさせていただきます。

（戸田市長退席）

本日の出席者は、ご覧の8名でございます。欠席者は渕向透委員、大津定子委員、金野良則委員、高木久子委員の4名でございます。大船渡市国民健康保険条例施行規則第4条によりまして、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定によりまして、進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田村福子君） それでは、進行役を務めさせていただきます。日程の次第4番の会議録の署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員には、公益代表の崎山恵美子委員と、被保険者代表の沼田京子委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5番の報告に入ります。報告の（1）報告第1号「平成30年度 大船渡市国民健康保険 特別会計（事業勘定）決算について」と、報告の（2）報告第2号「平成30年度 大船渡市国民健康保険 特別会計（診療施設勘定）決算について」の2つを一括して、事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）及び（診療施設勘定）の決算について一括してご報告いたします。

これらの決算については、既に9月26日に大船渡市議会において認定をいただいているものでございますが、その概要について委員の皆さんにお知らせするものでございます。

なお、本日配付させていただいた資料のうち、事業勘定の決算については資料1を、診療施設勘定の決算については資料2と3となっております。

はじめに、国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

1ページと2ページは歳入歳出決算書、3ページから7ページまでは歳入の部、8ページから14ページまでは歳出の部に係る決算事項別明細書となっております。

以下、概要を申し上げ説明とさせていただきます。

資料の15ページをお開き願います。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1款 国民健康保険税ですが、対前年度比較で3,735万円、率にして4.5%の減となっております。7億9,478万3,535円の収入となっております。

これは、被保険者数が減少していることによるものでございます。

次に、3款 国庫支出金ですが、対前年度比較で13億1,845万円、率にして99.9%の減となっております。10万8,000円の収入となっております。

これは、平成30年度国保制度改正により、財政調整交付金や療養給付費等負担金などの国庫

支出金の交付先が、市町村から都道府県に変更となったため、前年度と比較し大幅な減額となったものでございます。

続いて、4款 県支出金ですが、対前年度比較で31億4,559万円、率にして1,382.1%の増となっており、33億7,319万829円の収入となっております。

これも、平成30年度国保制度改正により、保険給付に必要な費用の全額を保険給付費等交付金として県から交付されることとなったため、前年度と比較し大幅な増額となったものでございます。

続いて、6款 繰入金ですが、対前年度比較で1,864万円、率にして5.3%の減となっており、3億3,275万6,532円の収入となっております。

これは、保険基盤安定分の一般会計からの繰入金が主なもので、被保険者数の減少に伴う繰入対象金額の減少によるものでございます。

最後に、廃款になり、皆減となりました、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金については、国保制度改正に伴い財政運営の方法が変更になったことによるもので、共同事業交付金については、国保制度改正に伴い、国保連で行っていた事業を廃止したことによるものでございます。

以上、平成30年度の歳入合計は、46億1,743万3,927円で、前年度比較で8億9,504万7,054円、率にして16.2%の減となったところでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

20ページをお開き願います。

④ 歳出事項別説明書でございます。

平成30年度におきましては、都道府県と市町村が共同で保険者となる制度改正が行われ、市町村ごとに被保険者数、所得水準、医療費水準等を反映させて算定された納付金を岩手県へ納付したところでございます。

保険給付費につきましては、被保険者数の減少に伴い2.6%減となり、歳出全体額では共同事業拠出金の減などにより、前年度と比べて15.1%減となったところでございます。

また、東日本大震災への対応といたしましては、国・県の財政支援等を活用し、医療機関等の窓口での一部負担金の免除などを継続して行い、被災者の負担軽減と確実に医療を受けられる環境づくりに努めたところでございます。

それでは、以下、主だった項目についてご説明いたします。

はじめに、1款 総務費・1項 総務管理費・1目 一般管理費でございます。

これは、国保年金課の国保係職員6人の人件費とレセプト審査専門員の報酬ほかで、6,112万3,078円となっております。

2目 連合会負担金でございます。

これは、国民健康保険団体連合会負担金でございまして、岩手県国民健康保険団体連合会の事業費の一部として575万3,300円を負担したものでございます。

次に、2項 徴税費・1目 賦課徴収費でございます。

これは、税務課職員2人分の人件費と役務費ほかで、2,365万6,035円の支出となっております。

また、納税貯蓄組合事務費補助金では、市内の納税貯蓄組合に対する補助金として、194万

2,639 円を交付してございます。

21 ページをご覧ください。

2 款 保険給付費・1 項 療養諸費・1 目 一般被保険者療養給付費でございます。

これは、年間の平均被保険者数 8,890 人を対象とした療養の給付等でございます。その内訳として、年間延べ件数で 16 万 1,056 件、費用額で 35 億 8,023 万 6,128 円となっております。

なお、費用額に対しての給付額は 28 億 9,029 万 9,783 円となっております。

ページを返していただきまして、22 ページをお開き願います。

2 段目の、2 款 保険給付費・2 項 高額療養費・1 目 一般被保険者高額療養費でございます。

これは、被保険者の過重な自己負担額の軽減を図るため、高額療養費を支給したものでございまして、件数は 4,834 件、金額では 3 億 380 万 953 円となっております。

次に、一番下段の 4 項 出産育児諸費・1 目 出産育児一時金でございます。

これは、被保険者の出産に関しまして、出産育児一時金を支給したものでございまして、1 件当りの支給額が 42 万円で、件数は 14 件、合計で 587 万 8,386 円を支給してございます。

23 ページをご覧ください。

2 段目の、3 款・1 項・1 目 国民健康保険事業費納付金でございます。

これは、国保制度改正に伴い新たに県へ納付することとなったもので、11 億 3,428 万 6,494 円の支払い額となっております。

なお、1 人当たりの税負担額は、新制度移行に伴う激変緩和措置により、平成 28 年度保険税額と同程度の水準に負担が軽減されたものでございます。

一番下段から 24 ページにかけての、5 款 保健事業費・1 項・1 目 特定健康診査等事業費でございます。

主なものとしては、40 歳から 75 歳までの被保険者に対して特定健康診査を実施し、そのうち委託料といたしまして、2,200 万 5,468 円を公益財団法人 岩手県予防医学協会に支払ったものでございます。

なお、受診状況ですが、昨年 4 月 1 日現在の対象者は 7,355 人でございまして、そのうち受診者は 2,526 人であり、暫定の受診率は 34.3%となっております。

続いて、中段の 2 項 保健事業費・1 目 保健衛生普及費でございます。

主なものとしては、適正な医療給付を継続するため、業者委託によるレセプト点検事業を実施したところでございます。

25 ページをご覧ください。

7 款 諸支出金・1 項 償還金及び還付加算金・3 目 償還金でございます。

これは、国庫負担金等の過年度分の精算による超過交付額を償還するもので、6,764 万 6,783 円を償還してございます。

資料は、15 ページに戻ってくださるようお願いいたします。

② 歳出決算総括表でございます。

これにより、歳出合計額は、45 億 9,841 万 3,877 円で、前年度比較で 8 億 1,542 万 7,722 円、率にして 15.1%の減となったところでございます。

また、歳入歳出の差引額は1,902万50円となったところでございます。

以上、事業勘定の決算についての説明を終わります。

続きまして、(診療施設勘定の決算)について、ご説明をいたします。

資料2をご覧ください。

こちら1ページと2ページは歳入歳出決算書、3ページから5ページまでは歳入の部、6ページから8ページまでは歳出の部に係る決算事項別明細書となっております。

以下、概要を申し上げ説明とさせていただきます。

9ページをお開き願います。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1款 診療収入ですが、国民健康保険や社会保険からの診療収入で、診療所経営の基幹収入となるものございまして、平成30年度は歳入の56%ほどを占めております。

対前年度比較で355万円、率にして2.4%の減となっており、1億4,704万9,194円の収入となっております。

これは、三陸地区の人口減や薬の処方期間の延長などにより、綾里診療所と越喜来診療所の延べ患者数が減少したことによるものでございます。

次に、4款 繰入金ですが、対前年度比較で3,376万円、率にして45.5%の増となっており、1億789万219円の収入となっております。

これは、診療収入の減に加え、常勤医師の人件費等の増額に伴い、運営費に係る一般会計からの繰入金3,720万円の増などによるものでございます。

以上、歳入合計は、2億6,084万7,395円で、対前年度比較で2,627万9,875円、11.2%の増となったところでございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

④ 歳出事項別説明書でございます。

平成30年度は、越喜来、吉浜、綾里、歯科の4診療所において、地域の医療ニーズに応えるべく計画的な医療機器の整備に努めながら、地域に密着した医療の提供を行ったところであります。

款別に、主な項目についてご説明申し上げます。

初めに、1款 総務費・1項 施設管理費・1目 一般管理費でございます。

1の、人件費ですが、正職員、非常勤及び臨時職員19人で1億4,431万1,429円となっております。

なお、内訳表中、正職員数28人となっておりますが、カッコ内は兼務職員の再掲ですので、実人数は11人ということになります。

3の、医事業務及び医事会計システム保守業務委託料でございます。

これは、適正な医事業務に努めるため、診療所の受付業務、会計業務及び診療報酬請求業務などを委託により行ったもので、総額で1,699万6,608円の支出となっております。

6の、越喜来診療所屋根部修繕料476万3,432円でございますが、経年劣化により腐食した屋根部の修繕を行ったところでございます。



14 ページをお開き願います。

2 款・1 項 医業費、1 目 医療用機械器具費でございます。

5 の、医療機器購入費の 323 万 3,836 円でございますが、各診療所において、記載のとおり  
の医療機器をそれぞれ購入しております。

3 目 医薬品衛生材料費でございますが、診療に必要な薬品・薬剤を購入しております。

医科診療所の延べ患者数の減により、費用が対前年度比較で 420 万円、率にして 11.3%の減  
となっており、3,304 万 7,538 円の支出となっております。

15 ページをご覧ください。

3 款・1 項 公債費でございますが、1 目 元金は、地方債元金償還金で、1,887 万 5,878 円、  
2 目 利子は、地方債利子償還金で、363 万 7,341 円の支出となっております。

資料は、9 ページに戻っていただくようお願いいたします。

② 歳出決算総括表をご覧ください。

これにより、歳出合計額は、2 億 5,729 万 9,570 円で、前年度比較で 2,393 万 9,886 円、率  
にして 10.3%の増となり、歳入歳出の差引額では 354 万 7,825 円となったところでございます。

なお、資料 3 は平成 30 年度診療施設経営状況について、前年度と比較した一覧表となつてご  
ざいますので、後ほどお目通しくさいますようお願いいたします。

以上で、診療施設勘定の決算についての説明を終わります。

○議長（田村福子君） ありがとうございます。ただ今事務局より、報告第 1 号と第 2 号につ  
いて説明がなされましたが、皆様から何かご質問等はございませんでしょうか。

○公益代表委員（下田初雄君） 数字を立て板に水のごとく説明されましても、分かりかねる  
ところがございます。ですから、皆様方も担当する方を信頼して、そうなんだろうという程度  
でございます。これをいちいち理解するということになれば、大変なことになると思います。

説明いただいた中で、高額療養費が増えてるということになりますと、それが適用される病  
名というか、患者数が増えてるという意味なんですね。資料 22 ページの、2 款です。前年比  
3.1%増とここに書いてあるんですけども、それはこの高額療養費の補助をする病気がどんど  
ん増えているということなのか、3%という結構大きな数字ですから、そういうものなのかと思  
ってお尋ねするんですけども。減ってるわけではないんですね。増えてるんですけどもね。

○国保年金課長（佐藤信一君） 高額療養費の部分につきましては、昨年度当初予算で予算措  
置していた金額が不足しまして、年度途中で増額補正させていただいたものです。主な要因と  
しましては、1 人当たり的高額、相当な重症の手術等の件数が増えまして、それに伴って高額  
の部分が増えたという形になります。重症の手術、相当な金額がかかるものもありますけれど  
も、その件数が増えてきているという状況でございます。

○公益代表委員（下田初雄君） 新たに病気がいっぱい増えているということではなく、高額に  
お金がかかる手術が多くあったという意味なんですね。

○国保年金課長（佐藤信一君） 主に心疾患とかですね、1 人当たりの手術の金額が大きいも  
のですね、その件数が 30 年度は前年度と比べて増えたということです。

○公益代表委員（下田初雄君） ちなみに、その高額支給するような病名というのは、どうい  
う病名があるんですか。

○国保年金課係長（門口光貴君） 心疾患ですとか。

- 公益代表委員（下田初雄君） 心疾患というのは、心臓系ですね。
- 国保年金課係長（門口光貴君） はい。入院して手術すると、1件あたりの医療費がボンと高いものになるので、やはりそれは年度ごとに突発的に増えたりする年もありますので。
- 公益代表委員（下田初雄君） 心疾患だけなんですか。
- 国保年金課係長（門口光貴君） 他に脳疾患ですとか。
- 公益代表委員（下田初雄君） いわゆる命に関わるもの、それは個人で負担は大変であろうから、行政でもそれらを助成しますよというありがたい取り組みとか、そういうことで手術をなさっているということなんですね。はい、分かりました。
- 議長（田村福子君） よろしいでしょうか。その他に何か質問ございませんでしょうか。
- 公益代表委員（崎山恵美子君） 資料22ページの一番下の、出産育児一時金というのは、14件しかないんですか。
- 国保年金課係長（門口光貴君） 昨年度は14件でした。
- 公益代表委員（崎山恵美子君） たった14件。少ないですね。
- 国保年金課係長（門口光貴君） 国保の被保険者の中で、ということです。
- 公益代表委員（崎山恵美子君） 国保だけね。はい、分かりました。
- 公益代表委員（下田初雄君） はい、関連して。その国保のみでのお話なんですね、今の部分は。そうすると、新たに子どもさんを産んでも要求するとかしないとかっていう人達もいるんですか。
- 国保年金課係長（門口光貴君） 国保の他に被用者保険というのがあって、社会保険の方になりますけれども、そちらの加入者の方はそちらでということになります。
- 公益代表委員（下田初雄君） 今の人数しか、赤ちゃんが生まれてないということなんですか。国保の関係で、それしか赤ちゃんが生まれてなかったという意味なんですか。
- 国保年金課長（佐藤信一君） ご指摘のとおり、平成26年度は43件、27年度は26件、28年度は25件、29年度は18件、そして30年度は14件ということで、やはり減ってきているんです。だいたい国保の被保険者の割合が市民の4分の1ぐらい、25%程度ですので、この数字に4を掛けたぐらいが出生数かと。やはり市内でも出生数は減っている状況です。
- 公益代表委員（下田初雄君） ちなみに、市内で子どもさんは単年度に何人ぐらい生まれているんですか。
- 生活福祉部長（熊澤正彦君） 今資料がないんですけれども、だいたい200人前後です。
- 公益代表委員（崎山恵美子君） びっくりした。14件しかないのかと思って。
- 生活福祉部長（熊澤正彦君） 国保の加入者の世帯主は、農業とか漁業とか第一次産業が多いですから、若い方々は被保険者は少ないと思います。
- 公益代表委員（武田暁子君） 自営の方々もそうですね。
- 公益代表委員（下田初雄君） ちなみに私たちの時はですね、同級生が200人いました。
- 保険医・保険薬剤師代表委員（岩淵由之君） 今日たまたまですが、大船渡北小学校へ講話に行ってきました、感覚的にですけども、人数は6年生で58人ぐらいでした。それでも多い方で、今、北小は6年生が2クラスですけども、昨年と一昨年は1クラス、来年以降も5年生、4年生、3年生は1クラスで、大体30人前後です。昔は2クラスで、1クラス40数人でしたが、今は多くても58人を2つに分けてということなので、かなり減っているなど。

○公益代表委員（下田初雄君） 納税する人たちが減少しているわけですから、行政も税収というか、大変になりますね。その年齢に対する人達は一生懸命頑張っていたと思います。

○議長（田村福子君） あと何かございませんでしょうか。

（「ありません」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、以上で「日程5 報告」を終わります。それでは次に「日程6 議事」に入ります。

（1）諮問第1号「令和元年度 大船渡市国民健康保険 特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料4-1」と、別冊「資料4-2」となります。

はじめに、資料4-1の予算説明資料をご覧いただきます。

今回の補正予算は、現在、世帯単位で管理している被保険者番号に、個人識別番号を追加して、個人単位で被保険者番号を管理するため、並びに、外国人被保険者の資格情報を管理するための業務システム改修費用を増額補正するものでございます。

最初に、歳入の3款の国庫支出金でございますが、制度改正に伴うシステム改修費用の増額に伴い、その費用の全額205万1千円が国から補助されるものでございます。

次に歳出の、1款の総務費は、制度改正に伴うシステム改修委託料205万1千円を増額するものでございます。

それでは、次に資料4-2（事業勘定）補正予算（第2号）の1ページをお開き願います。

令和元年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

令和元年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,922万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入、歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、205万1千円の増

以上、補正額の合計額は、205万1千円の増で、歳入合計額を44億9,922万9千円とするものでございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、205万1千円の増

以上、補正額の合計額は、205万1千円の増で、歳出合計額を44億9,922万9千円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） 今事務局から、諮問第1号について説明がございましたけれども、皆様から何かご質問等はございませんでしょうか。

○公益代表委員（武田暁子君） 外国人の被保険者ってございますね、何人くらい入っていらっしゃるんでしょうか。

○国保年金課係長（門口光貴君） 今現在、外国人、いろいろ在留資格とか増えてきましたけれども、それらを受け入れる企業団体がございまして、大船渡は県内でも多い方ですが、それらが時期的に10人とか20人と一斉に入ってくるんですけども、すみません、正確な数字まではないんですが、ここ数年で何百人単位ということで推移しています。

○公益代表委員（武田暁子君） そうすると、短期的な方々が多いんですね。例えば水産関係の実習生とか。

○国保年金課係長（門口光貴君） そうですね、1ヶ月程度ここで研修して、それから県外の企業に異動される方々が多いですね。

○議長（田村福子君） 他に何かご質問等はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。

諮問第1号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「はい」という声あり）

ご異議がないようですので、諮問第1号について、原案を承認することを答申いたします。

続きまして、諮問第2号「令和元年度 大船渡市国民健康保険 特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料5-1」と、別冊「資料5-2」となります。

はじめに、資料5-1の予算説明資料をご覧願います。

今回の補正予算は、新たに越喜来診療所へ電子カルテシステムを導入することに伴う機器関連費用と、吉浜診療所医師室のエアコンの購入費用を増額補正するものでございます。

最初に、歳入の5款の繰越金でございますが、前年度会計からの繰越金のうち、今回の歳出補正の財源として、繰越金の一部の55万7千円を計上するものでございます。

次に歳出の、1款の総務費は、越喜来診療所の電子カルテシステム導入に伴う機器賃借料及び保守業務委託料の30万円、また、吉浜診療所の医師室のエアコン購入費25万7千円、合計55万7千円を増額するものでございます。

それでは、次に資料5-2（診療施設勘定）補正予算（第1号）の1ページをお開き願いま

す。

令和元年度 大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）。

令和元年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,846万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入、歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

5款 1項 繰越金、55万7千円の増

以上、補正額の合計額は、55万7千円の増で、歳入合計額を2億7,846万4千円とするもの  
でございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費、1項 施設管理費、55万7千円の増

以上、補正額の合計額は、55万7千円の増で、歳出合計額を2億7,846万4千円とするもの  
でございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今事務局から、諮問第2号について説明がございましたけれども、皆様からご質問等はございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（岩淵由之君） 歳出の方で、吉浜診療所医師室のエアコンの購入費用を増額とあるんですが、これは医師の方からというか、吉浜診療所の方からこういうことがありますということで、じゃあこうしましょうという流れでよろしいでしょうか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 国保年金課の方で、医療施設、診療所の各運営の方を包括しております。各診療所には事務長が兼務しております。吉浜診療所ですと、吉浜出張所の所長が吉浜診療所の事務長も兼務してやっております。各事務長につきましては、委託している業務もでございます。例えば、受付業務を民間の業者に頼んでおりますけれども、そちらも派遣業務で来ていただいておりますので、そちらの人的な管理、あるいは患者輸送バスの運行も派遣業務で来ていただいておりますので、そちらの管理ですね。それからそれぞれの会計の決裁ですね、歳入、歳出、そちらの方の決裁等も担当しております。お医者さんと、施設の管理につきましても、修繕が必要な部分につきましては、事務長がそれぞれ施設を見回ったり、あるいは先生と連絡を取り合いながら、必要な医療機器の要望等を行っております。そちらを国保年金課で取りまとめ、内容を精査しまして、予算要求をします。速やかに対応が必要な部分については、それぞれの年度の予算の中ですぐに対応するという状況で、そのような形で事務を進めております。吉浜診療所のエアコンについては、20年ぐらい経ってるものでしたので、ちょっと

壊れまして、今稼働してないんですけれども、いずれ夏場になりますと、冬場もですけれども、発熱やせきが出る患者さんを隔離する部屋にも使っておりますので、そういうわけで設備を保守するという形でございます。

○**保険医・保険薬剤師代表委員（岩淵由之君）** 今の質問というのは、エアコンがどうたらこうたらという話ではなく、そういう流れによって、この前見せていただいた各診療所の診療日数とか、実日数を見てもらうと、昨年とそんなに変わらずに、がんばってる方が多い吉浜とかはそれにしても増えたので、必要なものは必要としてやった方がいいんじゃないかという意味で質問させていただきました。もうひとつ質問したいんですけれども、4施設で、患者さんのエアコンがあるところないところを教えてください。

○**国保年金課長（佐藤信一君）** 綾里診療所と歯科診療所につきましては、施設が比較的最近、平成22年に建てましたので、全館エアコンが入っております。吉浜診療所につきましては、平成10年に建てましたけれども、そちらも既存のエアコンが入ってました。ただそれでは若干弱いので、さらに平成28年、29年に家庭用エアコンも増設しながら、あそこは小児科もやるような形になりましたので、エアコン設備を整えております。ただ今回のものは、その時に更新しないでいたものが壊れたということです。越喜来診療所につきましては、だいたい施設の3分の1くらいエアコンが入っております。ただ入っていないところもありますので、今年度、全館エアコンを整備するというので、現在工事の発注に向けて、設計を今組んでましたので、年内にはどうにか工事発注して、年度内に全館エアコンが稼働できるような形で進めたいと思っております。以上です。

○**保険医・保険薬剤師代表委員（岩淵由之君）** 必要なものは必要なものとして、人は少なくなってきたり、お金はかかるし、大変だとは思いますが、そういうところはやっぱり必要だと思うので、もしそういった施設をやる場合に、先程お話したみたいに、数字も分かるんですけれども、こういったところでこういったものが必要なんだということを多少付け加えてくれると、僕達も分かりやすいのかなと思いますので。やっぱり数字だけというのは、もちろんそれも大事なんですが、分かりやすい所でそういったところを話していただくと、もっと身近に感じられるのかなと思います。お願いします。

○**国保年金課長（佐藤信一君）** 施設の方も相当古くなってきておりますし、越喜来診療所につきましては雨漏りもひどかったんですけれども、2年かけまして整備しております。さらに越喜来診療所は、トイレが和式でしたので、そちらの方も、綾里、吉浜につきましては全館洋式でしたので、越喜来診療所のトイレの洋式化につきましても、令和2年度に向けて全館整備するという形で進めたいと考えております。以上でございます。

○**議長（田村福子君）** よろしいでしょうか。その他に、皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

（「ありません」という声あり）

○**議長（田村福子君）** それでは、お諮りいたします。

諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「はい」という声あり）

ご異議がないようですので、諮問第2号について、原案を承認することを答申いたします。

続きまして、諮問第3号「第三者行為による損害賠償請求事件に係る訴訟の和解に関する  
ことについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。

諮問第3号 第三者行為による損害賠償請求事件に係る訴訟の和解に関することについて、  
大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

別紙の「資料6」をご覧ください。

盛岡地方裁判所からの和解勧告に応じ、下記のとおり和解をするため、地方自治法の規定に  
より、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 事件の名称 盛岡地方裁判所 平成31年（ワ）第3号 求償金請求事件
- 2 原告及び被告 原告は、大船渡市、被告は、宮城県気仙沼市浪板140番地 医療法人く  
さの実会 理事長 猪苗代 盛貞（もりさだ）
- 3 事件の概要 国民健康保険の被保険者が医療機関へ入院中に重度の熱傷を負ったのは、  
第三者である被告の過失によるものと考えられることから、被告に対して、市が医療保険  
の給付を行った価額について求償したが、過失を否認したため、平成30年8月28日に盛  
岡地方裁判所へ損害賠償請求に係る訴えを提起したものであります。

#### 4 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として991万404円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を令和 年 月 日限り、原告指定の預金口座に振り  
込む方法で支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。  
なお、空欄となっている支払期限については、議会提案時まで担当弁護士と調整をし  
ます。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか  
に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

次に、次ページの損害賠償請求額の内訳でございます。

①保険給付費は、市が支払った医療保険の保険者負担額で、和解案の金額は、訴訟請求額と  
同額の991万404円となっております。

②弁護士費用の和解金額は0円、③遅延損害金の和解金額も0円となりました。

合計では、請求額1,346万8,151円に対して、和解金額が991万404円で、73.6%の割合と  
なります。

以上、資料の説明を終わり、補足説明でございます。

まず、訴訟の審理の経過でございます。

平成30年8月28日に盛岡地方裁判所に訴状を提出し、平成30年10月から12月までの間、  
盛岡地方裁判所一関支部において口頭弁論を3回行い、その後、平成31年3月から令和元年7  
月までの間、盛岡地方裁判所本庁において口頭弁論を更に4回行い、先般11月8日に証人尋問  
を行い結審し、判決日が令和2年1月24日となったところです。

同日の公判終了後、裁判長から原告及び被告に対して、ただ今説明した内容の和解勧告がな  
されたところでございます。

この和解案に対して、当市でお願いしています担当弁護士の見解は、

- (1) 保険給付費の保険者負担額の満額が認められたことから、妥当であるのではないかと。
- (2) 和解の場合には、弁護士費用及び遅延損害金が認められないのは慣例である。
- (3) 今回の和解に応じず判決を受けて控訴した場合、仙台高等裁判所においても同じ和解案が勧告される可能性がある、とのことであります。

当市としましても、

- (1) 和解に応じず判決を受けた場合には、遅延損害金が認められる可能性があるが、保険者負担額に過失相殺が適用され、保険者負担額の請求額より減額となる可能性があること。
- (2) 弁護士費用請求分については、和解勧告時に裁判長が、最高裁判例により認めない旨の発言をしていることから、判決も同様の内容となる可能性があること。
- (3) 判決を受けて控訴審となった場合は、改めて弁護士費用が必要となり、費用負担が増額となることや、訴訟業務への職員の対応が長期化すること。

などを勘案し、当事件が早期に解決されるよう、和解に応じるものであります。

なお、被告が当和解勧告に応じるかどうかについて、12月6日までに被告から裁判所に連絡される予定であることから、被告が和解に応じることになった場合には、当市の12月定例会に和解に関する議案を提案するものでございます。

以上、和解に関する説明を終わります。

○議長（田村福子君） 諮問第3号について、事務局から説明がございましたけれども、何かご質問等はございませんでしょうか。

○公益代表委員（下田初雄君） 弁護士費用というのは通常、双方で負担するというのが和解の成り行きなんですか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 当市でお願いしております担当の弁護士の話ですと、和解の場合には、弁護士費用と遅延損害金の部分については認めないと。今回のパターンもその形ですね。それが慣例だという話でございます。

○公益代表委員（下田初雄君） そうしますと、全面的に勝訴ということで理解してよろしいんですね。

○国保年金課長（佐藤信一君） 当方で請求しておりました、保険者負担額の部分が満額となりましたので、そのように考えております。

○公益代表委員（下田初雄君） 分かりました。がんばっていただいて、ありがとうございます。

○議長（田村福子君） その他に何かございませんか。

○被保険者代表委員（朴澤美代子君） この方は、治療の経過としては良い方向に進んでいるんですか。こういう答弁が答えられるような状態になっているんですか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 今回の991万につきましては、やけどの治療に充てた部分ですので、こちらについては、治療はもう終了しております。終了したことによってその分を請求したということです。

○被保険者代表委員（朴澤美代子君） 火傷が治ったということですか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 症状が固定したということです。火傷に関する通院はございません。



○議長（田村福子君） よろしいですか。あとその他、何かご質問等ございませんでしょうか。  
（「ありません」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。

諮問第3号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「はい」という声あり）

ご異議がないようですので、諮問第3号について、原案を承認することを答申いたします。

続いて、（4）「その他」ですが、委員の皆様から何か提案事項はございませんでしょうか。それでは、ないようなので、以上で議事を終了とさせていただきます。ご審議ありがとうございます。事務局にお返しいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） ありがとうございます。それでは次に、「次第7 その他」でございますが、皆様から、何かございませんでしょうか。なければ、事務局の方から願います。

○国保年金課長（佐藤信一君）

（事務連絡として、以下2点を説明）

- ・東日本大震災により被災した国保被保険者に対する、令和2年1月以降の一部負担金の免除措置について
- ・令和2年度に県へ納付する納付金の算定に係る協議経過等について

○生活福祉部長（熊澤正彦君） その他、何もなければ、終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「ありません」という声あり）

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございます。それでは、以上で第2回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時40分閉会